

入 札 説 明 書

令和7・8年度 広島高速における長期維持修繕に関する検討支援業務に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争参加資格確認申請書等の作成方法等

入札参加申請者は、本件業務に関し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下、申請書と資料をあわせて「申請書等」という。）を提出した上で広島高速道路公社から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書は、様式1により作成すること。

(2) 資料は、次により作成すること。

ア 誓約書

(ア) 様式2により提出すること。

(イ) 確認資料として、広島県における令和5・6年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に、「土木関係建設コンサルタント」分野の「鋼構造及びコンクリート」部門において国土交通省の建設コンサルタント登録を有することが確認できる資料（広島県HP掲載の名簿の写し等でよい。）を添付すること。

イ 履行実績調書（様式3）

(ア) 様式3により、公告2(8)に掲げる資格があることを、的確に判断できる業務の履行実績を1件記載すること。

(イ) 様式3に記載した履行実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている登録内容確認書又は業務カルテの写しを提出すること。なお、登録内容確認書等で確認できない場合は、当該履行実績が確認できる業務委託契約書等の写しを合わせて提出すること。

以上により難しい場合は、様式5の「履行実績証明（願）書」を作成の上、発注者の証明を受けて提出すること。

ウ 配置予定管理技術者調書（様式4）（様式4-1）

(ア) 様式4により、公告2(9)に掲げる資格があることを確認できる資料（証明書等の写し）を添付すること。

(イ) 様式4により、公告2(10)に掲げる資格があることを、的確に判断できる業務の履行実績を1件記載すること。

(ウ) 申請時に配置予定管理技術者を特定できない場合で複数（3名以内）の候補者とする時は、この様式を複写してそれぞれ記載すること。

(エ) 記載した履行実績の確認資料として、1(2)イ(イ)に準じて添付すること。なお、配置予定技術者としての履行実績が、履行実績調書に記載した記載した業務と同じ業務である場合で、会社としての履行実績の確認資料をもって配置予定技術者としての履行実績の確認資料の添付を省略することができる。

(オ) 雇用関係を確認できるものの写し（健康保険証等）を添付すること。なお、当該書面について個人情報保護の観点から、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキング処理を施すこと。

(カ) 管理補助技術者を配置する場合は様式4-1に記載すること。

(3) 申請書等の提出方法

ア 電子ファイルの提出方法

申請書は電子入札システムを利用して公社に提出すること。

資料は広島高速道路公社電子入札実施要綱別表のいずれかのファイル形式により作成し、申請書の添付ファイルとして提出すること。ただし、データ容量が電子入札システムの制限容量（3MB）を超える場合は、広島高速

道路公社が設置する次の提出フォームを利用して提出するものとする。

提出フォームURL https://www.h-exp.or.jp/page_chotatsu_form/

※パスワードは、電子入札システムの調達案件概要に掲載する。

イ 書面の提出方法

資料のうち、施工実績証明書等その性質上電子化に適さないものは、書面により3部（正本1部及び副本（写し）2部）を提出すること。

書面での提出は郵送によることとし、申請書等の提出期限必着とする。

郵送は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。持参や電送等、その他の方法によるものは受け付けない。

なお、書面により提出されたものは申請者に返却しないので、申請者において控えを取っておくこと。

2 技術資料の作成方法等

(1) 技術資料の作成方法

様式第1号～様式第7号を作成し提出すること。必要な技術資料等が提出されていない場合、又は提出された技術資料等に必要事項が記載されていない場合は入札を無効とする。

提出時に管理技術者が特定できない場合は3名以内で候補者を記入することができるものとし、技術者1名につき1枚作成すること。

また、管理補助技術者を追加配置する場合は、管理技術者に加えて管理補助技術者の資料を提出すること。（様式4-1）

ア 自己採点表（様式第2-3号）

実施方針以外の評価項目について、自己採点を行い提出すること。

なお、自己採点の得点に誤りがある場合は、以下のとおり評価する。

【評価例】

- ・自己採点が発注者の審査の得点より高い場合（過大評価）、0点とする。
応札者の採点4.0点、発注者の審査2.0点の場合、その評価項目に係る最終得点0.0点
- ・自己採点が発注者の審査の得点より低い場合（過小評価）、自己採点を上限とする。
応札者の採点2.0点、発注者の審査4.0点の場合、その評価項目に係る最終得点2.0点
- ・自己採点が各評価項目の配点の上限を超える得点の場合、0点とする。
応札者の採点6.0点、その評価項目の配点上限5.0点の場合、その評価項目に係る最終得点0.0点

イ 企業の経験業務の業務成績評定点・優良業務表彰（様式第3号）

- (ア) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和4年度以降に完了及び引渡しを行った橋梁における長寿命化修繕計画に係る業務の業務成績評定点（資本関係のある発注者からの業務成績評定点を除く。）の3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式第3号に記入の上、業務成績評定点の写しを添付すること。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(i)によること。

- (イ) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和4年度以降に完了及び引渡しを行った同業務分野における、優良業務表彰について評価を受けたい場合は、様式第3号に記入の上、表彰状の写しと業務内容を確認できる資料を添付すること。（ただし、資本関係のある発注者からの表彰は除く。）ただし感謝状については対象外とする。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(i)によること。

ウ 企業の実施体制（様式第4号）

業務実施及び照査体制及び業務実施場所について評価を受けたい場合は、内容を記入の上、提出すること。

エ 管理技術者及び管理補助技術者の資格・業務実績・優秀建設技術者表彰（様式第5号）、（様式第5-1号）

(ア) 技術者資格

技術者の保有する国家資格等について評価を受けたい場合は、その資格を記入し、証明できる資料（証明書等の写し）を添付すること。

(イ) 技術者の継続的学習状況

継続教育（CPD）の取組について評価を受けたい場合は、令和6年度の建設系CPD協議会加盟団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。

(ウ) 同種業務実績

平成27年度以降に完了及び引渡しを行った橋梁における長寿命化修繕計画に係る業務の経験及び従事役職について評価を受けたい場合は、業務実績を1件記入の上、内容が確認できる資料を添付すること。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(イ)によること。

- (エ) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和3年度以降に完了及び引渡しを行った同業務分野における、優秀建設技術者表彰等について評価を受けたい場合は、様式第5号(様式第5-1号)に記入の上、表彰状の写しと業務内容を確認できる資料を添付すること。(ただし、資本関係のある発注者からの表彰は除く。)ただし、感謝状については対象外とする。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(イ)によること。

オ 管理技術者及び管理補助技術者の経験業務の業務成績評定点(様式第6号)、(様式第6-1号)

国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和4年度以降に完了及び引渡しを行った同業務分野(部門)における管理技術者又は担当技術者としての業務成績評定点(資本関係のある発注者からの業務成績評定点を除く。)の3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式第6号に記入の上、業務成績評定点の写しを添付すること。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(イ)によること。

カ 担当技術者の資格(様式第7号)

様式第4号へ記載した主となる担当技術者1名について記入すること。

(ア) 技術者資格

技術者の保有する国家資格等について評価を受けたい場合は、その資格を記入し、証明できる資料(証明書等の写し等)を添付すること。

(イ) 技術者の継続的学習状況

継続教育(CPD)の取組について評価を受けたい場合は、令和6年度の建設系CPD協議会加盟団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。

3 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 期限 令和7年6月16日(月)午後5時00分まで

イ 方法 1(3)アの提出フォームを利用して提出するものとする。

- (2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和7年6月19日(木)までに書面により回答する。

4 設計書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の入手方法

設計図書等は、公告の日から令和7年6月25日(水)まで、広島高速道路公社ホームページ

(<https://www.h-exp.or.jp/>)「調達情報」から入手できる。

5 設計図書等に対する質問等

- (1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

ア 期間 公告の日から令和7年6月6日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 方法 質問は、(様式6)「設計図書等に対する質問書」に記載の上、1(3)アの提出フォームを利用して提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、広島高速道路公社ホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)において、掲載する。

回答書はでき次第、順次掲載し、令和7年6月25日(水)まで掲載する。なお、令和7年6月11日(水)までに、全ての質問に対しての回答を行う。

6 その他

- (1) 提出文書の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書等及び技術提案書等は、競争参加資格確認及び総合評価以外に入札参加申請者に無断で使用

しない。

- (3) 提出期限日後、申請書等の一部取下げ、差替え及び再提出は認めない。

以 上